

相続税(令和3年度版) 正誤表

表番号	5-1 申告・課税状況 (4)課税状況における申告又は処理の別
正	<p>調査対象等:</p> <p>「本年分」は、令和3年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について、令和4年10月31日までの申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。</p> <p>「過年分」は、令和2年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について、令和3年11月1日から令和4年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、令和元年以前に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について、令和3年7月1日から令和4年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。</p> <p>(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。</p>
誤	<p>調査対象等:</p> <p>「本年分」は、令和3年中に相続が開始した被相続人から、相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について、令和4年10月31日までの申告(申告期限が令和4年11月1日の者については、同日までに提出された申告書を含む。)又は処理(更正、決定等)による課税事績を「申告書、決議書等」に基づいて作成した。</p> <p>「過年分」は、令和2年中に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について、令和3年11月1日から令和4年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、令和元年以前に相続、遺贈又は相続時精算課税に係る贈与により財産を取得した者(同一被相続人から財産を取得した者全員の差引税額がない場合を除く。)について、令和3年7月1日から令和4年6月30日までの間の申告又は処理(更正、決定等)による課税事績を、「申告書、決議書等」に基づいて作成した。</p> <p>(注) 「相続人の数」及び「被相続人の数」欄の「実」は、実人員を示す。</p>

下線分が修正箇所である。